

# 名古屋市会議員政治倫理綱領

(平成16年10月15日議決)

政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。我々市会議員は、市民全体の代表者としてその使命と責務を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、常に議員としての良識と責任感をもって誠実かつ公正にその職務を全うし、いやしくも市民の信頼を損なうことのないように努めなければならない。あわせて地域社会の声を確かな形で市政に反映させ、清潔で民主的な市政の発展に寄与する役割をも担っている。

ここに、名古屋市会の威信と名誉を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するためこの綱領を定め、これを遵守することを決意する。

## (趣旨)

第1 この綱領は、政治倫理の確立のため、議員の責務を明らかにするとともに、議員が遵守すべき行為規範を定めるものとする。

## (責務)

第2 議員は、より高い倫理的義務が課せられていることを認識し、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、かりそめにも市民の非難を受けることのないよう政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、市民の信託に応えるべく、全力を挙げて議員本来の使命と自己の任務の達成のために積極的に活動するよう努めなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して行動することを本旨

とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益を損ねてはならない。

- 4 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、市民の代表者としてふさわしい品位、識見を養わなければならない。

(行為規範)

第3 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する法令を遵守するとともに、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 刑事事犯等の社会的に批判を受ける行為を行わないこと。
  - (2) 政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと。
  - (3) 虚礼廃止を本旨とし、公職選挙法違反の疑惑を受けるおそれのある寄附行為並びにあいさつを目的とする有料広告及びあいさつ状の郵送等を行わないこと。
  - (4) 特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと。
- 2 議員は、家族、秘書等が議員に代わって前項各号で禁止する行為を行うことのないよう徹底を図るものとする。
  - 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。
  - 4 議員は、市民に対し、この行為規範についての理解と協力を求めるよう努める。